

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例（令和4年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の携帯等)

第2条 条例第8条に規定する指導及び条例第10条に規定する過料の処分に係る事務に従事する職員は、その身分を示す証書として指導員証（別記第1号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導)

第3条 条例第8条に規定する指導は、指導書（別記第2号様式）及び指導書交付控（別記第3号様式）を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めた上で、指導書を相手方に交付することにより行う。

(過料)

第4条 条例第10条の規定により過料を科そうとするときは、告知・弁明書（別記第4号様式）により、過料を科そうとするものに対し、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による手続後、過料を科すときは、過料処分通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

3 条例第10条の規定により科す過料の額は、5,000円とする。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式

(第2条関係)

第2号様式

(第4条関係)

第3号様式

(第5条関係)

第4号様式

(第5条関係)

第5号様式

(第6条関係)

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）

大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例 指導員証			
	番 号		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
上記の者は、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止 条例に関する指導員であることを証明する。			
年 月 日		大田区長（氏 名） 印	

（裏）

注意
1 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例に関する指導員は、その職務に当たり本証を携帯するものとする。
2 関係人等からの請求があった場合は、本証を提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 本証を紛失したときは、速やかに届け出ること。
5 離職の際は、本証を返納すること。

指 導 書

違反行為	給餌による被害を生じさせる行為
違反日時	年 月 日午前・午後 時 分頃
違反場所	大田区
違反者氏名	
指導事項	上記違反行為の中止

あなたは、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例第5条第2号の規定に違反し、公共の場所において、上記のとおり違反行為を行っていることが認められました。

直ちに当該違反行為を中止するよう大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例第8条の規定に基づき、指導します。

大田区長（氏 名） 印

留 意 事 項
本指導は、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例第8条に基づくものです。この指導に従わず、更に同条例第5条第2号の規定に違反する行為を行った場合は、同条例第10条の規定に基づく過料の対象となります。

指 導 書 交 付 控

違反行為	給餌による被害を生じさせる行為
違反日時	年 月 日午前・午後 時 分頃
違反場所	大田区
違反者氏名	
指導事項	上記違反行為の中止

私は、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例第5条第2号の規定に違反し、公共の場所において、上記のとおり違反行為を行っていたとして指導を受けました。

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

備考欄

告 知 ・ 弁 明 書

フリガナ	
氏 名	様
住 所	都・県・道・府 区・市 町 丁目 番・番地 号
生年月日	年 月 日（ 歳）
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

違反行為	給餌による被害を生じさせる行為
違反日時	年 月 日午前・午後 時 分頃
違反場所	大田区

あなたは、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例第5条第2号の規定に違反し、公共の場所において、上記のとおり違反行為を行っていることが認められました。

この行為は、同条例第10条の規定により、過料処分の対象となります。

大田区長 （氏 名） 印

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認め、弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記の事実には <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
	内容	
	署 名	

(担当課名)

(電話番号)

過 料 処 分 通 知 書

フリガナ	
氏 名	様
住 所	都・県・道・府 区・市 町 丁目 番・番地 号
生年月日	年 月 日（ 歳）
電話番号	自宅・勤務先・携帯電話

違反行為	給餌による被害を生じさせる行為
違反日時	年 月 日午前・午後 時 分頃
違反場所	大田区

あなたは、大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例第5条第2号の規定に違反し、公共の場所において、上記のとおり違反行為を行っていることが認められました。

よって、同条例第10条及び同条例施行規則第4条第3項の規定により、金5,000円の過料に処することを通知します。

大田区長 （氏 名） 印

別途、納入通知書又はこの場で現金により、お支払いください。

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（担当課名）

（電話番号）